新

#### 1. 地域再生計画の名称

新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉 田町活性化計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡県榛原郡吉田町

#### 3. 地域再生計画の区域

静岡県榛原郡吉田町の全域

#### 4. 地域再生計画の目標

吉田町は、静岡県のほぼ中央、大井川河口右岸に位置し、東西6.5km、南北6.9km、面積20.84km<sup>2</sup>、平成17年3月末現在で人口29,206人、9,136世帯の町である。

(略)

## 5. 目標を達成するために行なう事業

(5-1) 全体の概要

北部地域において実施される広域営農団地農道 整備事業と東部地域で実施される町道・大幡川幹線 を一体的に整備する

(略)

(5-2) 法第<u>五</u>章の特別の措置を適用して行な う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始 に係る手続き等を了している。なお、整備箇所 等については、別添の整備箇所を示した図面に よる。

- ・町道;道路法に規定する町道に平成7年3月 29日に認定済み。
- ・広域農道;事業採択を平成16年3月30日 に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成 16年3月26日に確定している。

「施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・町道(榛原郡吉田町) 榛原郡吉田町
- ・広域農道(榛原郡吉田町) 静岡県

旧

## 1. 地域再生計画の名称

新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉 田町活性化計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡県榛原郡吉田町

## 3. 地域再生計画の区域

静岡県榛原郡吉田町の全域

#### 4. 地域再生計画の目標

吉田町は、静岡県のほぼ中央、大井川河口右岸に位置し、東西6.5km、南北6.9km、面積20.84km。平成17年3月末現在で人口29,206人、9,136世帯の町である。

(略)

#### 5. 目標を達成するために行なう事業

(5-1) 全体の概要

北部地域において実施される広域営農団地農道 整備事業と東部地域で実施される町道・大幡川幹 線を一体的に整備する。

(略)

- (5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行な う事業
  - ①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始 に係る手続き等を了している。なお、整備箇 所等については、別添の整備箇所を示した図 面による。

- ・町道;道路法に規定する町道に平成7年3月 29日に認定済み。
- ・広域農道;事業採択を平成16年3月30日 に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成 16年3月26日に確定している。

「施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・町道(榛原郡吉田町) 榛原郡吉田町
- · 広域農道(榛原郡吉田町) 静岡県

#### 「事業期間〕

・町道(平成 17~20 年度)、広域農道(平成 17 ~21 年度)

#### [整備量及び事業費]

- 町道 0.52km、広域農道 1.06km
- ·総事業費 1,179,250 千円

(うち交付金 589,625 千円)

(内訳) 町道 <u>250,000</u>千円

(うち交付金 125,000 千円)

広域農道 929, 250 千円

(うち交付金 464,625 千円)

(5-3) その他の事業 該当なし。

#### 6. 計画期間

平成17年度~平成21年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画 期間終了後に事業主体が必要な調査を行い状況を 把握するとともに、関係行政機関と関係者等から なる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善 すべき事項の検討等を行うこととする。

# 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が 必要と認める事項

特になし。

#### 「事業期間〕

・町道 (平成 17~20 年度)、広域農道 (平成 17 ~20 年度)

# [整備量及び事業費]

- ・町道 0.44km、広域農道 <u>1.054</u>km
- ・総事業費 1,141,250 千円

(うち交付金 570,625 千円)

(内訳) 町道 212,000 千円

(うち交付金 106,000 千円)

広域農道 929, 250 千円

(うち交付金 464,625 千円)

(5-3) その他の事業 該当なし。

# 6. 計画期間

平成17年度~平成20年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画 期間終了後に事業主体が必要な調査を行い状況を 把握するとともに、関係行政機関と関係者等から なる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善 すべき事項の検討等を行うこととする。

# 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が 必要と認める事項

特になし。